

新旧対照表

○ 高知県戦争犠牲者団体援護費補助金

新	旧
(略)	(略)
<p>(補助の条件)</p> <p>第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に関する証拠書類を補助事業の完了後5年間保管すること。</p> <p>(2) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p> <p>(3) 補助事業を行うため締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準じて適切に行わなければならないこと。</p> <p>(4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。</p> <p><u>(5) 補助金の交付を申請するに当たって、県税の滞納がないこと。</u></p>	<p>(補助の条件)</p> <p>第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に関する証拠書類を補助事業の完了後5年間保管すること。</p> <p>(2) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p> <p>(3) 補助事業を行うため締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準じて適切に行わなければならないこと。</p> <p>(4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。</p>
(略)	(略)
<p>(附則)</p> <p>この要綱は、平成29年5月1日から施行する。</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(附則)</p> <p>この要綱は、平成29年5月1日から施行する。</p>
(略)	

新

別表 1 (第 2 条 関係)

事業主体 (補助事業者)	補助対象事業名	補助率	補助対象経費
公益財団法人 高知県遺族会	1 英霊顕彰事業	定額	市町村、地区遺族会等が行う慰霊及び英霊顕彰事業への参加 千鳥ヶ淵戦没者墓苑等団体参拝の引率 戦跡慰霊事業の実施及び参加 上記事業の実施のために必要な次の経費 旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料（沖縄「土佐之塔」慰霊式典開催にかかる委託業務）及び祭礼費（祭礼に必要な供花料及び供物料に限る。）
	2 遺族福祉向上事業	定額	女性部・壮年部・ <u>青年部</u> 会員の研修会等会議の開催、全国会議等への出席及び地区遺族会の指導等の実施のために必要な次の経費 旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費及び研修費（研修に必要な旅費及び需用費（食糧費を除く。）に限る。）
	3 広報啓発事業	定額	遺族会報発行等の広報の実施のために必要な次の経費 需用費（食糧費を除く。）及び役務費

旧

別表第1（第2条関係）

事業主体 (補助事業者)	補助対象事業名	補助率	補助対象経費
公益財団法人 高知県遺族会	1 英霊顕彰事業	定額	市町村、地区遺族会等が行う慰霊及び英霊顕彰事業への参加 千鳥ヶ淵戦没者墓苑等団体参拝の引率 戦跡慰霊事業の実施及び参加 上記事業の実施のために必要な次の経費 旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料（沖縄「土佐之塔」慰霊式典開催にかかる委託業務）及び祭礼費（祭礼に必要な供花料及び供物料に限る。）
	2 遺族福祉向上事業	定額	女性部・壮年部 会員の研修会等会議の開催、全国会議等への出席及び地区遺族会の指導等の実施のために必要な次の経費 旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費及び研修費（研修に必要な旅費及び需用費（食糧費を除く。）に限る。）
	3 広報啓発事業	定額	遺族会報発行等の広報の実施のために必要な次の経費 需用費（食糧費を除く。）及び役務費

新

旧

第1号様式（第4条関係）

第1号様式（第4条関係）

第 号
平成 年 月 日

第 号
平成 年 月 日

高知県知事 様

高知県知事 様

申請者 住 所
氏 名 印
(生年月日 年 月 日生)

申請者 住 所
氏 名 印
(生年月日 年 月 日生)

補 助 金 交 付 申 請 書

補 助 金 交 付 申 請 書

高知県補助金等交付規則第3条及び高知県戦争犠牲者団体援護費補助金交付要綱第4条の規定により、補助金の交付を関係書類を添えて下記のとおり申請します。

高知県補助金等交付規則第3条及び高知県戦争犠牲者団体援護費補助金交付要綱第4条の規定により、補助金の交付を関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

記

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助事業の経費の配分及び使用方法
- 4 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 県税の納税証明書

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助事業の経費の配分及び使用方法
- 4 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書